

マンション管理適正化支援法人登録申請に係る誓約書

年 月 日

野田市長 様

法人の住所  
法人の名称  
代表者の役職・氏名

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により、マンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）の登録を受けるに当たり、下記の事項を誓約します。

また、下記1及び2の内容を確認するため、野田市が野田警察署に照会することについて承諾します。なお、代表者及び役員の名、読み仮名、生年月日、性別及び住所等については、別紙に記載のとおりです。

さらに、この誓約が虚偽である場合又はこの誓約に反した場合は、支援法人の登録が受けられないこと又は取り消されることになっても異議はありません。これにより生じた損害については、当法人が一切の責任を負うものとします。

記

（誓約事項）

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。
- 2 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
  - （1）未成年者（未成年者の法定代理人が次のいずれかに該当する場合を含む。）
  - （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - （3）拘禁刑以上の刑（令和7年6月1日前の行為に係るものについては、禁錮以上の刑）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - （4）心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
  - （5）暴力団員等
  - （6）法に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けなくなった日から2年を経過しない者
- 3 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他管理支援業務の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領を策定するとともに、個人に関する情報の適正な取扱いその他管理支援業務の適正かつ確実な実施のための研修の計画を策定し、これに基づいて管理支援業務に従事する職員に対して研修を実施すること。
- 4 支援法人として当該管理支援業務を実施している期間において、当該管理支援業務の対象となる管理組合、管理者等（区分所有者を含む。以下同じ。）を相手方として、管理支援業務を適正に実施するため、支援法人が管理支援業務以外で行う業務として適さない業務（以下「管理支援外業務」という。）を行わないこと。
- 5 支援法人として当該管理支援業務を実施している期間において、当該支援法人に関係する会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社、同条第3号に規定する子会社、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第21号に規定する関連会社をいう。）が管理支援外業務を行わないこと。
- 6 支援法人として当該管理支援業務を実施している期間において、当該支援法人に所属する役員が兼任する法人が、当該管理支援業務の対象となる管理組合又は管理者等を相手方として、管理支援外業務を行わないこと。
- 7 支援法人として当該管理支援業務を実施している期間において、会員事業者等をあつせんする場合には、当該管理支援業務の対象となる管理組合又は管理者等を相手方として、会員事業者等が管理支援外業務を行わないこと。
- 8 支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者並びに支援法人から管理支援業務をあつせんされた会員（以下「支援法人の役員等」という。）は、法第5条の4第1号又は第2号に掲げる管理支援業務を行うに当たり職務上知り得た秘密を漏らさないこと。また、管理支援業務を行わないこととなった場合又は管理支援業務が終了した場合は、当該秘密を記録した文書、電磁的記録その他の媒体を適切な方法により廃棄し、又は消去すること。
- 9 支援法人の役員等は、取得した管理組合又は管理者等に係る情報を、管理支援業務以外の目的で利用しないこと。また、当該情報を、本人の同意を得た場合その他法令に基づく場合を除き、第三者に提供しないこと。